

特集

私たちのまちの 情報公開

近年、地方自治体では、相次いで情報公開条例が制定され、今年4月には『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』、いわゆる国の情報公開法が施行されました。

私たちのまち登別では、平成10年10月に情報公開制度の柱ともいえる『登別市情報公開条例』が施行され、早3年を迎えました。

今号では、情報公開の趣旨や情報公開条例のポイントをもう一度確かめながら、21世紀のまちづくりに向けての情報公開のあり方を考えてみましょう。

『情報公開』って何だろう？

かつての『官官接待』や『カラ出張』をはじめ、最近の外務省の機密費が私的に流用された事件など、これまで行政による市民からの信頼を損なう行為がしばしばマスコミで大きく取り上げられてきました。

こうした問題が起こるたびにクローズアップされるのが『情報公開』。

この情報公開とは、主権者である市民一人ひとりが主体的にこの社会をつり上げていくために不可欠な『知る権利』を確保するものです。

例えば、みなさんが納めている税金がどのような目的で、どのようなサービスに、いくら使われているのか知ることができないなら、みなさんは行政を決して信頼することはできないでしょう。

主権者である市民が市政に積極的に参画するためには、行政から参画し得るだけの情報が提供されていなければなりません。

真に市民参画の開かれた市政を進めようとするには、この『情報公開』はなくてはならないものなのです。

どこが違うの？ 情報の提供と情報公開制度

『情報公開』には、制度によらず行政の施策として情報を公開する『情報の提供』と法令などの制度に基づいて情報を公開する『情報公開制度』があります。

私たちのまち登別市を例にとると、この広報のほりべつやインターネットのホームページなどによる情報の提供などが前者にあたり、『登別市情報公開条例』や規則などに基づいて情報が公開されるものが後者にあたります。

しかし、一般的に情報の提供は、行政の意図に基づいて行われるもので、真に市民にとって知りたい情報が提供されているかなど、情報の質が問われます。行政にとって都合の悪い情報は提供されていないのではないかと疑念をもたれる方もいるかも知れません。

市民のみなさんが行政に信頼を置くためには、市が保有している公文書を市民のみなさんの請求に応じて公開する制度が必要です。

市では、市政に対する市民のみなさんの理解と信頼を深め、市民参加の開かれた市政を推進するため、平成10年10月に『登別市情報公開条例』を施行しました。

これにより情報（公文書）の公開を求める市民の権利が明らかになり、みなさんは行政機関が保有している情報を、知りたいと思うときにそれを自由に入手し、利用できるようになりました。それでは、登別市情報公開条例による情報公開のポイントを見てください。

『登別市情報公開条例』のポイント

●請求の対象となる情報

実施機関（※）の職員が、平成10年